

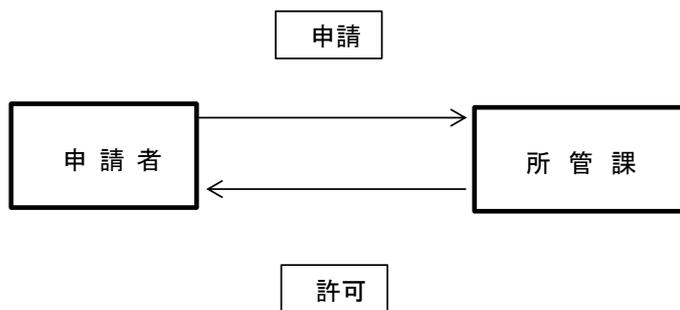
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 8

処 分 名	社会福祉法人以外の者の第1種社会福祉施設の開設許可	
処 分 の 概 要	社会福祉法人以外の者に対し、第1種社会福祉施設の開設を許可する。	
根 拠 法 令 名	社会福祉法(昭和26年法律第45号)	
条 項	第62条第2項	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	<p>社会福祉法第62条第4項を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 社会福祉法</p> <p>第62条第1項 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>一 施設の名称及び種類 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況 三 条例、定款その他の基本約款 四 建物その他の設備の規模及び構造 五 事業開始の予定年月日 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の名及び経歴 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法</p> <p>第2項 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>第3項 前項の許可を受けようとする者は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 当該事業を営むための財源の調達及びその管理の方法 二 施設の管理者の資産状況 三 建物その他の設備の使用の権限 四 経理の方針 五 事業の営業者又は施設の管理者に事故があるときの処置</p> <p>第4項 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつたときは、第六十五条の規定により都道府県の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。</p> <p>一 当該事業を営むために必要な経済的基礎があること。 二 当該事業の営業者が社会的信望を有すること。 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。 四 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 五 脱税その他不正の目的で当該事業を営もうとするものでないこと。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。